

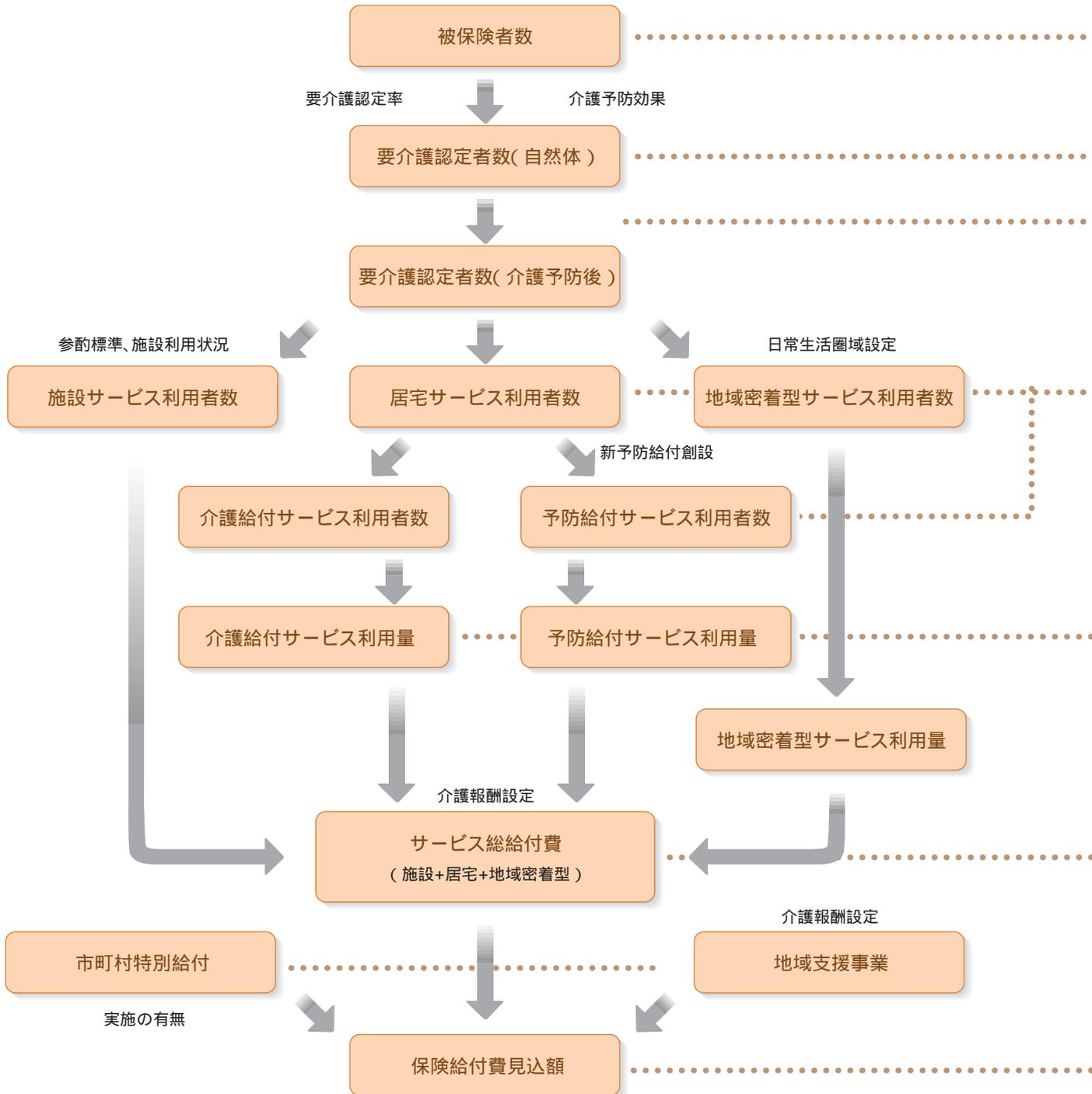
第8章



第1号被保険者の 保険料

1 第1号被保険者の保険料

1. 保険料算出の流れと考え方





考え方
及び
ポイント

平成18～20年の3年間の第1号被保険者数は110,854人

認定率は平成18年度15.6%、平成19年度16.1%、平成20年度16.7%

国の参酌標準に沿って設定
地域支援事業の実施
新予防給付の実施

居宅サービス及び施設サービスは、給付実績に基づき見込む。
地域密着型サービスについては、認知症高齢者グループホームの整備を進め、圏域での偏在を解消します。
認知症高齢者専用デイサービスや小規模多機能型居宅介護は全ての圏域での定員増、整備を進めます。
小規模介護老人福祉施設(サテライト型)は2施設の整備を進めます。

毎年ゆるやかな右肩上がりのサービス量を設定
施設と通所サービスについては、平成17年10月改定の影響額(食費・居住費の自己負担)を見込んで設定

介護報酬改定により、居宅サービス給付費は1%、施設サービス給付費は±0%を見込んで設定
居宅・施設サービス給付費は約234億円、介護予防サービス給付費は約16億円
特定入所者介護サービス費として約8億7千万円を新たに給付
高額介護サービス費として2億4千万円。審査支払手数料として約4千万円

市町村特別給付は行わない

3年間の標準給付費見込額は約261億円、地域支援事業費は約6億4千万円

2. 第1号被保険者の保険料

(1) 前提となる条件

第1号被保険者の保険料負担率は19%（第2期は18%）となりました。
調整交付金見込交付割合は、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数により、平成18年度は2.93%、平成19年度は2.96%、平成20年度は2.99%（第2期は3.11%）となりました。
財政安定化基金拠出率は、東京都介護保険財政安定化基金拠出率の0.03%で設定しました。

(2) 設定の考え方

所得の低い方への対応として、第2段階を2つに分け、新第2段階と新第3段階として新たに所得段階を設定します。さらに、新第1段階と新第2段階の保険料率を国の標準である0.50から0.45へ、新第3段階を0.75から0.70へと軽減化します。

課税所得層については、より柔軟な保険料段階とするため、新第6段階以上を合計所得金額200万円以上400万円未満、400万円以上800万円未満、800万円以上の3つに分ける8段階方式とします。新第7段階及び新第8段階の保険料率は、新第6段階の1.50を基準に、1.65、1.75と緩やかに設定します。

平成17年度の税制改正に伴い、保険料段階が大幅に上がる方に対し165頁の表に基づき、平成18年度と平成19年度の2年間にわたり保険料率を設定して激変を緩和します。

介護給付費準備基金は、平成17年度末の基金残高見込額約3億円のうち、1/2である1億5千万円を取り崩します。

予定保険料収納率は、収納率の実績及び遺族年金、障害年金の方が特別徴収に変更になる点なども踏まえ、98.1%（第2期は98.5%）とします。



激変緩和措置の保険料率

	平成18年度	平成19年度
新第4段階のうち新第1段階からの激変緩和措置対象者	0.66	0.83
新第4段階のうち新第2段階からの激変緩和措置対象者	0.66	0.83
新第4段階のうち新第3段階からの激変緩和措置対象者	0.83	0.91
新第5段階のうち新第1段階からの激変緩和措置対象者	0.75	1.00
新第5段階のうち新第2段階からの激変緩和措置対象者	0.75	1.00
新第5段階のうち新第3段階からの激変緩和措置対象者	0.91	1.08
新第5段階のうち新第4段階からの激変緩和措置対象者	1.08	1.16

保険料基準額

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	3年間
標準給付費見込額	8,024,700千円	8,721,437千円	9,394,809千円	26,140,946千円
地域支援事業費見込額	160,065千円	200,287千円	281,416千円	641,768千円
第1号被保険者負担分相当額(19%)	1,555,105千円	1,695,128千円	1,838,483千円	5,088,716千円
調整交付金交付割合	2.93%	2.96%	2.99%	/
後期高齢者加入割合補正係数	1.0282	1.0282	1.0282	
所得段階別加入割合補正係数	1.0787	1.0771	1.0755	
調整交付金見込額	235,123千円	258,154千円	280,904千円	774,181千円

財政安定化基金拠出金見込額				8,034千円
財政安定化基金拠出率	0.03%			
介護給付費準備基金取崩額				150,000千円
保険料収納必要額				5,479,617千円

所得段階別加入割合補正後被保険者数	37,060人	38,858人	40,727人	116,645人
予定保険料収納率	98.1%			
保険料基準年額				47,400円
保険料基準月額				3,958円



(3) 所得段階別第1号被保険者の保険料

以上の考え方により、保険料基準額（新第4段階）は3,958円（月額）となりました。この保険料基準額を基に、所得段階に応じて算定した保険料は以下のとおりです。

所得段階	保険料(月額)	保険料(年額)
新第1段階 = 基準額 × 0.45 (住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給の方・生活保護受給の方)	1,782円	21,300円
新第2段階 = 基準額 × 0.45 (住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方)	1,782円	21,300円
新第3段階 = 基準額 × 0.70 (住民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方)	2,771円	33,200円
新第4段階 = 基準額 × 1.00 (世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方)	3,958円	47,400円
新第5段階 = 基準額 × 1.25 (住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方)	4,948円	59,300円
新第6段階 = 基準額 × 1.50 (住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方)	5,937円	71,200円
新第7段階 = 基準額 × 1.65 (住民税課税で、合計所得金額が400万円以上800万円未満の方)	6,531円	78,300円
新第8段階 = 基準額 × 1.75 (住民税課税で、合計所得金額が800万円以上の方)	6,927円	83,100円

保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なります。
税制改正による激変緩和措置の対象となる方の保険料は、前頁の保険料率を保険料基準額に掛けた金額となります。